

新型コロナウイルス感染症対策のための自宅勤務に伴う諸手当に関する留意点について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策のための自宅勤務を行うこととなった場合の諸手当に関する留意点をまとめましたので、参考にしてください。

1 通勤手当

出張等（出張、休暇、欠勤その他の事由）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日については「出張等」に含まれますので御留意ください。

<返納額について>

この場合の通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く）の返納については、通常、当該通勤しないこととなる月の前月の末日で定期券の払戻しをしたものとして得られる額を返納することになります。

2 夜間学級担当手当

<各級ごとの定額（月額で支給するもの）>

月の1日から末日までの間において、引き続き16日以上、出張等（出張、研修、勤務しなかった場合（週休日・休日も含む。））に該当する場合は支給できません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日については「出張等」に含まれますので御留意ください。

3 義務教育等教員特別手当

2の手当の支給がある場合の義務教育等教員特別手当は、規則別表に定める額の3/4又は2/4に調整されます。ただし、2の手当の支給を受けない期間は規則別表に定める額（4/4）となります。

4 教育業務連絡指導手当（主任手当）

教育業務連絡指導手当は、原則「所属する学校に登校しない日」については支給できません。自宅勤務を行い、所属する学校に登校しない日についても同様となります。